

貯水槽は東京の水道水を下支えする重要なインフラのひとつです

蛇口をひねれば、そこから水道水が出てきます。東京都の水需要は高く、直結給水と貯水槽給水を使い分けていますが、貯水槽給水は地下階から直結給水では圧力不足で届かない高層階まで、ポンプを使って水道水が届けられるメリットがあります。

この水道水、はじめは一滴の雨水です。雨水は、河川水となり貯水池に集積された後、ろ過や塩素消毒などの処理を経て、埋設された水道管に入ります。実は、この水道水をそのまま飲める国は日本を含め11カ国しかないことをご存知でしょうか（国土交通省「令和4年版 日本の水資源の現況について」）。

日本人1人が1日生活するために使用される水の量は200～300Lで、成人が生命維持に必要な1日の水分量は2.5Lといわれています。「そのまま飲める水」を蓄えた貯水槽には、非常用コックを備えたものがあります。震災等で地域の上水道インフラが損傷を受けた際、復旧するまでの間は、貯めた水を生活用水として使用できるのです。

この大切な上水道インフラが常に「そのまま飲める水」を保つためには、行政、貯水槽設置者及びエンドユーザーによる適切な管理が必要です。貯水槽の有効容量が10m³を超える場合は、水道法第34条により、「簡易専用水道の管理の検査」を毎年受けることが義務付けられています。

当所は水道法に基づく厚生労働省登録検査機関であり、「簡易専用水道の管理の検査」や貯水槽の有効容量が10m³を超えない「小規模貯水槽水道の管理の検査」を実施しています。また、飲料水等の水質検査も行っておりますので、ぜひご利用下さい。